

## 【農地法第3条許可申請 留意事項】

農地を耕作目的として賃貸借や使用貸借による権利設定をする場合、または、売買や贈与などによる権利移転をする場合は、農業委員会への3条許可申請が必要です。

(※このたび、農地法の一部改正が令和5年4月1日に施行され、農地法第3条に関する下限面積要件が廃止されました。)

なお、農地を一般住宅用地等として売買または、賃借権等の設定をする場合は、農地転用(4・5条許可申請)の手続きが必要です。

### ▽許可の基準

譲受人が次のすべてに該当すれば、許可ができることになっています。

- ① 取得後において、耕作の事業に供すべき農地のすべてを耕作する場合。
- ② 農地の取得者が、取得後、農作業に常時従事する場合。
- ③ その農地を効率的に耕作することができる場合。
- ④ 市内または、通作可能な隣接市町村に居住している場合。



### 《注意事項》

1. 許可を受けずに売買契約を双方で行なっても、その行為は無効であり、所有権移転の登記もできません。
2. 所有権移転の登記には、農業委員会の3条許可書が必要です。(相続による所有権移転登記は除く)
3. 申請書の住所は、大字地番で記入すること。(通称・行政区は不可)
4. 土地改良事業を行っている農地については、土地改良区と調整をすること。
5. 経営移譲年金受給者で特定対象処分農地となっている場合は、農地法第3条使用貸借契約の合意解約をしたうえで申請すること。
6. 賃貸借権または、使用貸借権設定の場合は、契約書の写しを添付すること。
7. 利用権を設定している農地については、合意解約をしたうえで申請すること。
8. 申請完了後、地区の担当農業委員に連絡をすること。
9. “申請地”と書かれた黄色の立札を現地調査前の指定日までに設置すること。

※毎月20日が申請締切日です。ただし、20日が閉庁日(土・日・祝)の場合は、直前の開庁日が締切日となりますのでご注意ください。詳しくは農業委員会事務局までお問合せください。

裏面へ⇒

《添付書類》

□ 1. 申請しようとする農地の全部事項証明書(土地登記簿謄本)

□ 2. 住民票等

《譲受人》 住民票の写し等、本籍又は国籍が確認できる書類を添付又は提示

(1)日本国籍を有する者は、本籍地の記載された住民票、戸籍関係証明書、  
パスポート等日本国籍を有することが確認できる資料

(2)外国籍の者は、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者であることが  
記載された住民票、在留カード、在留資格認定書

《譲渡人》 現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合は、住所移転の経緯が判る書類  
(戸籍の附票または住民票)を添付すること。

□ 3. 見取案内図

※1500分の1程度の住宅地図に申請地を赤枠で囲み、“申請地”と記入すること。

□ 4. 字図(原則、法務局で取得したものに限り)

※ 申請地を赤枠で囲み、“申請地”と記入すること。

※ また、隣接する土地に「地目」、「面積」、「所有者名」を記入すること。

□ 5. 譲受人が新たに農業を始める場合は、営農計画書

－ メモ －